

京都市地球温暖化対策条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成17年9月30日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第71号

京都市地球温暖化対策条例の一部の施行期日を定める規則

京都市地球温暖化対策条例附則第1項ただし書に規定する市規則で定める日

は、平成17年10月1日とする。

(環境局地球環境政策部地球温暖化対策課)